

身体障害者旅客運賃割引規程

現行	改正	改正理由
<p data-bbox="400 400 768 432">身体障害者旅客運賃割引規程</p> <p data-bbox="163 491 315 568">第1条 (省 略)</p> <p data-bbox="163 628 331 660">(身体障害者)</p> <p data-bbox="163 675 1003 794">第2条 この規定において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。</p>	<p data-bbox="1265 400 1632 432">身体障害者旅客運賃割引規程</p> <p data-bbox="1030 491 1182 568">第1条 (省 略)</p> <p data-bbox="1030 628 1198 660">(身体障害者)</p> <p data-bbox="1030 675 1870 794">第2条 この規定において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。</p> <p data-bbox="1030 810 1870 978"><u>(1) 身体障害者手帳の様式は、次のとおりである。</u> <u>「身体障害者手帳の様式等について」(平成31年3月29日障発0329第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)により示された様式</u></p>	<p data-bbox="1895 810 2119 887">手帳の様式を記載</p>

ア 紙様式 (例)

(第一面)

身体障害者手帳

都道府県(市)名

(第二面)

都道府県(市)番号

氏名

住所

年月日交付

年月日生

印

旅客鉄道株式会社旅客運賃区間 第一種身体障害者

(第三面)

注)住所や氏名が変わったときは、速やかに変更の届けを出してください。				現	本人の欄
				住	
				所	
				転入年月日	
				福祉事務所 又は町村長の印	

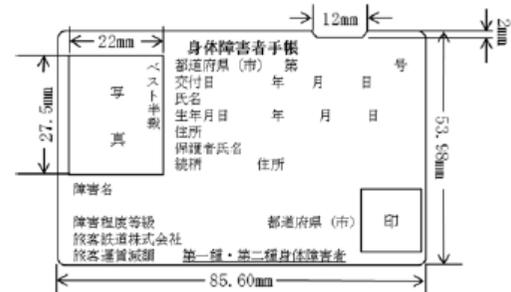
(第四面)

				氏名	保護者の欄
				続柄	
				現住	
				所	
				月日	保護者となつた年月日
				年	
				印	福祉事務所 又は町村長の印

<p style="text-align: center;">(第五面)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">身体障害者手帳</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">障害名</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">級</p>	<p style="text-align: center;">(第六面)</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">備考</p>
---	--

イ カード様式

(表)



<p>2 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。</p> <p>(1) 「第1種身体障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれより重い者をいう。</p> <p>ア 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者</p> <p>イ 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上の者</p> <p>ウ 両耳の聴力が耳介に接近しなければ大声語を理解し得ない者</p> <p>エ 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った者</p>	<p>(裏)</p>  <p>(2) 「<u>マイナンバーカードを活用した身体障害者手帳等情報のデジタル化による本人確認について</u>」(令和2年10月19日国鉄事第304号国土交通省鉄道局長通知)によるものは、<u>第7条に定める割引乗車券類の購入申込みの際並びに第10条に定める乗降の際及び乗車船中の呈示に限り、前号に掲げる様式による身体障害者手帳に代わるものとする</u>ことができる。</p> <p>2 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者及び第2種身体障害者に分ける。</p> <p>(1) 「第1種身体障害者」とは、次に掲げる者及び障害度がこれより重い者をいう。</p> <p>ア 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者</p> <p>イ 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による損失率が90パーセント以上の者</p> <p>ウ 両耳の聴力が耳介に接近しなければ大声語を理解し得ない者</p> <p>エ 両上肢を中手指関節以上で又は両下肢をショパール関節以上で失った者</p>	<p>ミライロIDについての記載</p>
--	---	----------------------

<p>オ 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者 カ 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者 キ 心臓・じん臓・呼吸器又は小腸の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者 ク ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される者 ケ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により家庭内での日常生活活動を含め社会での日常生活が全般的に著しく制限されるもの コ 2以上の重複する障害を有し、その障害の総合の程度がアからケまでに準ずる者</p> <p>(2) 「第2種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。</p> <p>第3条～第11条 (省 略)</p> <p>附 則 この規程は、平成 7年11月 1日から施行する。 この規程は、平成18年 8月 30日から施行する。</p>	<p>オ 両上肢又は両下肢の機能を著しく障害された者 カ 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者 キ 心臓・じん臓・呼吸器又は小腸の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者 ク ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限される者 ケ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により家庭内での日常生活活動を含め社会での日常生活が全般的に著しく制限されるもの コ 2以上の重複する障害を有し、その障害の総合の程度がアからケまでに準ずる者</p> <p>(2) 「第2種身体障害者」とは、前号以外の者をいう。 <u>3 第1種身体障害者及び第2種身体障害者の別については、身体障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。</u></p> <p>第3条～第11条 (省 略)</p> <p>附 則 この規程は、平成 7年11月 1日から施行する。 この規程は、平成18年 8月 30日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規程は、令和3年3月13日から施行する。</u></p>	<p>手帳の種別確認方を記載</p>
---	---	--------------------